２福保医人第３７２７号

令和３年４月１２日

各都道府県衛生主管部長　殿

東京都福祉保健局医療政策部長

矢　沢　知　子

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　公　印　省　略　）

診療放射線技師法施行細則の一部改正について（通知）

　日頃から、東京都の保健医療施策に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、診療放射線技師法施行細則（昭和４４年東京都規則第２号）の一部を下記のとおり改正しましたので、お知らせします。

記

１　主な改正の内容

　　診療エックス線技師免許証返納及び登録消除に係る申請書の押印に係る文言の修

　正及び所要の修正を行う（第１号様式及び第２号様式による。）。

２　施行の期日

令和３年３月３１日

３　添付資料

（１）新旧対照表（抄）

（２）改正後様式

４　その他

　　現行様式を使用し、申請をされる場合にも押印は不要です。ただし、押印され

　たものについては従来どおり受付けます。

【問合せ先】

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課免許担当　玉石

電話番号：０３－５３２０－４５１７（直通）